

アプローチレター

令和6年7月号 NO.37



スーパーですいかをよく見かけるようになりました。夏を感じられる果物のひとつであるすいかですが、おいしいだけではなく栄養豊富なことをご存知ですか？ 厳しい暑さも、すいかを食べてさわやかに乗り切りましょう！

①カリウム

利尿作用があるので、暑くてがぶがぶ飲み物を飲んでしまう方は特におすすめです。血圧が気になる方にも◎ただ、腎臓が弱い方は摂取に注意したいです。



②ビタミンC

美容の強い味方！抗酸化作用があり、夏の日差しでダメージを受けた肌を回復するのにぴったりです

③シトルリン

皮に多く含まれる成分です。動脈硬化予防につながります。

「皮なんて食べないよ…」という方、すいかの皮のレシピって意外とあるんですよ！ぜひ挑戦してみてください。



【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
2. 死後事務委任契約とは？～死後の手続きについて～
3. アプローチ相談室
4. アプローチ女子会
5. アプローチからのお知らせ
6. アプローチ外部講師派遣のご案内
7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

加藤 聡
山田 涼太
後藤 知美
岩橋 紗希

1. コラム 「職場におけるハラスメント」

最近この東海地方で立て続けにパワハラ、セクハラで3人の首長が辞任するに至りましたが、ハラスメントとは訳すると「人を困らせること、嫌がらせ」という意味になります。つまり、ハラスメントとは、ある人やグループに対して不快や不利益を与えるような言動、行動をとることを指します。

職場においてはさまざまなハラスメントが存在しますが、全てにおいて、特定の人が不快や不利益を被ることがあれば、それはハラスメントとなります。一方で、不快や不利益を感じるレベルは個人によって異なり、ハラスメントとなる言動を明確にしきれないところがハラスメント問題の難しい点です。

ただ、ハラスメントには「処分対象」と「そうでないが不快であるもの」というブラックとグレーゾーンがあります。受け手が不快を感じたら全て処分対象になるわけではなく、処分対象となるかどうかは一定の客観性も求められます。この客観性でポイントとなるのが、「業務範囲」です。個人が不快に感じただけでなく、客観的に見て業務範囲を超えた言動だと思われる場合、例えば、仕事上のミスを指摘することは業務上必要ですが、そのときに「若いやつは」「母子家庭が」など業務と関係がない要素を指摘に持ち込むのは業務範囲内とはいえません。

個人が訴えるすべてを「ハラスメント」として扱っていても、組織としてフォローしきれなくなります。グレーゾーンのハラスメントは価値観の違いによるものが多く、適切な話し合いを行いお互いを理解できれば解決できることが多いと思います。

ロジハラ、ジタハラ、リモハラ、ハラハラ、ケアハラ、フキハラ、ためハラ、等々最近では女子中高生の流行語のように次から次へとハラスメントが生まれています。

例えば、不機嫌ハラスメント（フキハラ）とは、不機嫌な態度や表情を使って、周囲の人を不快にさせることです。不機嫌な態度を取られると周囲の人は不安や恐怖を感じたり、気を使うことが多くなり、精神的に疲れます。

ため息ハラスメント（ためハラ）とは、ため息をつくことで意図的に不快感や圧迫感を与える行為を指します。このようなことが頻繁にあると、ため息をつく人に近寄り難くなり、一緒に仕事を行うことに辛さを感じます。

ところで、不機嫌な人に対して「なに怒った顔してるの？笑顔で仕事しやあー」などと言ったらきっとパワハラ扱いされるんでしょうね！

でも大丈夫。私の周りのスタッフは不快と感じるボーダーラインが非常に高く、心の広い人達しかいないと信じ、毎日楽しく仕事をしております。



2. 特集「死後事務委任契約とは？ ～死後の手続きについて～」

担当：山田 涼太

最近、相続登記の義務化や空き家の問題等、相続・生前対策に関する話題がよく取り上げられております。

そんな中、遺言の相談と併せて、「死後事務委任契約」のご相談が増えています。

「死後事務委任契約」なかなか聞きなれない言葉だと思います。一言でいうと、死後の手続きを任せる（委任する）契約です。ご自身が亡くなった後の手続きは、家族や親族が行ってくれる場合が多いです。しかし、そうもいかない場合もございます。そんな時に、おすすめなのが「死後事務委任契約」です。

こちらを今回は簡単に解説させていただきます。



1. 死後事務委任契約ってなに？

死後事務委任契約とは、亡くなった後の、様々な事務処理、例えば、葬儀・遺品の整理・施設や病院の精算・身の回りの契約の解除等の事務処理をあらかじめ第三者に委任しておく契約です。

2. 遺言との違いはなに？

生前に相続の為に何かをすることとなるとまず、思いつくのは「遺言」です。「遺言」と「死後事務委任契約」ではなにが違うのでしょうか？

遺言は、遺言でできることが、法律に記載されており、それ以外のことを書いたとしても、効力はありません。遺言でできることは下記のとおりです。

①遺産分割の方法の指定②遺言執行者の指定③遺贈④相続分の指定⑤相続人の排除⑥祭祀承継者の指定⑦後見人の指定⑧子供の認知⑨遺言の撤回⑩配偶者居住権の設定 など…
法律において定められております。

3. 死後事務委任契約は具体的に何ができるの？

遺言でできない様々な事務手続きを第三者に委任することができます。委任者と受任者による契約行為です。多くの方がご依頼いただく内容を例として記載させていただきます。

①死亡直後の緊急対応（病院等への駆けつけ、死亡届の提出等）②葬儀火葬に関する手続き③勤務先等への連絡・退職手続き④施設・病院等の清算手続き⑤遺品整理⑥公共サービス（電気・ガス・水道等の解約手続き）⑦税金関係（未払いの住民税等※相続税は相続人にて別途手続きが必要となります。）⑧行政手続き（マイナンバーカード・健康保険証の返却等）⑨ペットの施設への引渡⑩メールアカウントの削除 など..
法律に記載はなく自由に定めることができます。

4. どのように作成するの？

公証役場にて、公正証書で作成をお勧めします。契約であるので、私文書での作成も可能ですが、証拠力という点からいくと公正証書に勝るものはございません。私文書ですと、死後事務手続きを実際に行っていく際に、機関によっては、手続きを取り合ってくれない可能性があります。

5. 死後事務委任契約はした方がいいの？

下記のお悩みがある方は、死後事務委任契約を作成することをお勧めします。

- ①身寄りがなく、もしものときに頼れる家族がいない
- ②配偶者はいるが、子供がなく、配偶者が同世代
- ③同世代の兄弟に死後の手続きで迷惑を掛けたくない
- ④親族と長年疎遠にしている



6. まとめ

最近「死後事務委任契約」の相談が増えてきております。

誰も死後の手続きを行ってくれる人がいない、．．これは切実な問題です。

貴方の近くにやってくれそうな親族や相続人はいますか？葬儀の開催、住居の引渡し、遺品整理等、．．死後の手続きはかなりたくさんあり、大変な手続きです。

子供が遠方に住んでいたり、配偶者はいるけど高齢で動けない等、現実的には様々な問題が発生します。

もし、ご興味を持たれた方がいらっしゃいましたら、ぜひお近くの司法書士にご相談してみてください。

3. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：後藤 知美



会社の登記の代表取締役の住所を非表示とすることができるようになるかと聞きましたが、本当ですか？



A. 現在、会社の登記事項証明書を取得したり、インターネットで会社の登記情報を取得すると、代表取締役等の住所が記載されています。

これについて、プライバシー保護や起業促進の観点から、会社側が希望すれば一定の要件の下、代表取締役等の住所を非表示にすることができるという「代表取締役等住所非表示設置」制度が令和6年10月1日から始まります。

株式会社の登記すべき事項は、会社法第911条第3項において定められており、代表取締役、代表執行役及び代表清算人について、それぞれ「氏名及び住所」を登記する旨が定められています。

この代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合、登記事項証明書等において、代表取締役等の住所は最小行政区画（市区町村まで。東京都においては、特別区まで、指定都市においては区まで。）までしか記載されないこととなります。

(例) 名古屋市中区錦二丁目2番13号 → 名古屋市中区

一方で代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができなくなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の支障が生じることが予想されます。

そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響を考慮し、慎重かつ十分な検討をする必要があります。

また、代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、会社法（平成17年法律第86号）に規定する登記義務が免除されるわけではないため、代表取締役等の住所に変更が生じた場合には、その旨の登記の申請を行う必要があります。

一連の手続きの流れを次のページでご説明いたします。



I. 代表取締役等住所非表示措置の要件(申出の手続き等)

1. 登記申請と同時に申し出ること

代表取締役等の住所非表示措置を講ずることを希望する場合、登記申請時と同時に申出をする必要があります。

会社設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記など、代表取締役等の住所が登記されることとなる登記申請と同時にする場合に限り当該申出を行うことができます。

したがって、現在登記されている代表取締役等の住所について、非表示措置だけを講ずることを申出することは出来ません。

※今回の改正による代表取締役等住所非表示措置では、一定の登記申請と同時に行われる場合にのみ認められるため、既に登記がされている代表取締役等の住所について非表示の申出のみ行うということではできません(パブリックコメント「「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について」法務省民事局商事課、25)。

また、同様に、既に退任をした代表取締役等の住所についての非表示の申出や閉鎖事項証明書や閉鎖登記簿謄本に記載された住所を含め、過去の住所については対象外となります(同36)。

2. 所定の書面を添付すること

当該措置の申出にあたり、会社の区分に応じた書面の添付が必要となります。

・上場会社である株式会社の場合：

株式会社の株式が上場されていることを認めるに足りる書面

※既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている場合は不要

・上場会社以外の株式会社の場合：

次の(1)から(3)までの書面

(1) 株式会社が受取人として記載された書面がその本店所在地に宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等

(2) 代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村長等による証明書

(例：住民票の写し等)

(3) 株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面(株式会社が一定期間内に実質的支配者リストの保管の申出をしている場合は提出不要)

※既に代表取締役等住所非表示措置が講じられている場合は(2)のみ

II. 代表取締役等住所非表示措置の終了

代表取締役等住所非表示措置が講じられた株式会社から、当該措置を希望しない旨の申出があった場合や当該株式会社が本店所在場所に実在しないことが認められた場合などには、登記官が職権で当該措置を終了させることとなります。

なお、代表取締役等住所非表示措置を希望しない旨の申出は、登記申請と同時に必要はなく、単独で行うことができます。

ご検討の際には、一度アプローチまでご相談ください。

無料 相続・遺言 相談会実施中



0120-512-432



4. アプローチ女子会～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

担当：岩橋 紗希

入社2年目に入り初めてコラムを担当します、経理総務の岩橋と申します。今回は5月に行ったアプローチ女子会「映画鑑賞会」の様子についてお伝えします！

先輩社員から噂には聞いていた、女性職員だけが参加できる飲み会、その名もアプローチ女子会。ここ数年はコロナの影響で開催できずにいました。そろそろ復活させたいねと話していたところに、役員の中からの提案で、事務所から徒歩3分の伏見ミリオン座にて映画鑑賞会が開催されました。

仕事をちょっと早めに切り上げ、まずは映画館の隣のカフェへ。お酒ではなくコーヒーで乾杯し、普段は話す機会の少ない異なる部署の方々と仕事の枠を超えた会話が弾み、映画の始まる時間ギリギリまで盛り上がりました！

今回女子会で鑑賞した映画は「プリシラ」。プリシラとはエルヴィスプレスリーの妻の名前です。世界が憧れるスーパースターと恋に落ちた14歳の女の子が、なんとか彼に追いつこうと、美しく強く変わっていく健気な姿がとても印象的でした。発案者の田中同様子育て世代の女性社員が多く、ゆっくりと映画を観る時間を持つことが難しい中、今回の企画は参加者からも大変好評でした。今後も定期的に開催していく予定です！



5. アプローチからのお知らせ

第52回アプローチセミナーを開催いたしました。
令和6年5月17日(金)
講師に、株式会社ラクス 天野博之様をお迎えしました。
「始めようDX!経費精算勤怠管理システムで業務効率アップ!!」というテーマでセミナーを行っていただきました。

勤怠管理システムの具体的な活用事例を交えて、実務にどう活かせるかをとても分かりやすく説明していただきました。天野先生、ありがとうございました！



当事務所の司法書士田中真由美が、セミナーの講師をさせていただきました。
6/24(月) 福井商工会議所ビル 地下 国際ホール
会社経営者、個人企業主の奥様方を対象とした、事業承継に関するお話をさせていただきました。

なかなか相談しづらい、終活に向けての話は特に好評いただきました。

参加くださった皆様、ありがとうございました！



6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講演内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ (AMC) のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ(AMC)」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金11,000円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無 料 特 典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。	
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間5,000円・税別)となります。	
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供	
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。	
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。	
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%Off	
割 引 特 典	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 10%OFF	
	8 財産管理表の作成	通常料金50,000円・税別～を50%OFF	
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF	
	10 相続税シュミレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シュミレーション料を10%OFF	

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方だけに配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ☒ soudan@approach.gr.jp

